

デンマーク編

I デンマークの技能者養成制度と基本法

デンマークでは1956年の技能者養成法の条規に基づいて、殆んどすべての熟練労働者が訓練を受けている。その場合の訓練の様式は企業内の訓練と昼間制の関連学科の受講との結合方式であることは、ヨーロッパ各国と同じである。只、昼間制の受講には day-release 制（週一日職業学校又は企業自設自営の訓練センターへの通学による一日就業免除制）か block-release 制（年間数週まとめて受講する方式）か何れかである。

尚、関連学科を昼間受講出来るようになったのは1956年の法律によるもので、従来の夜間制廃止を意図した一つの革新的措置であった。それが遂次、各企業内訓練に導入されて、1964年12月1日迄に全面採用されるに至った。

義務教育7年を修了してその後見習養成期間3年乃至4年を通じて、on-the-job 式の訓練を受けるのであるがその間の実技実習の教科課程や訓練基準及び関連学科や見習試験のカリキュラムや基準はすべて労・使双方から選ばれて構成された各職種別の委員会が決定する。その決定した内容は、文部省の下部機関である全国技術教育局又は全国見習訓練局へ…付託され、最終的承認をとることになっている。

監督・管理機関

デンマークのすべての職種・職業のための見習工養成訓練の全責任機関は前項にふれたように文部省（UNDERVISNINGSMINISTERIET）である。

文部省は見習工養成の行政機関として全国見習工訓練局（LAERLINGSRAD-ET）を設置し養成行政に当らせている。従って見習工養成に関する行政的・監理的機能とその決定の権限は見習工訓練局が実施する。

全国見習訓練局（LAERLINGSRADET）の監理の下に、前項にふれたように各職種別委員会（de faglige udvalg）が特定産業や経済活動の各分野に於て設立されていて、これらの職種別委員会が、訓練の期間、企業内訓練に関する規則、関連学科の教課課程などを作成する。

更に又、これら委員会は見習工訓練の監督視察の責任や、各企業が見習工の雇用に当って妥当性を有するか否かの決定の責任、及び職種試験基準の準備措置の責任をもっている。これらの業務はすべて全国見習訓練局の監理の下に実施される。

尚、職種別委員会の構成は先述の如く労使双方の代表から構成されるが、詳しく言えば、工業・手工業の各分野に於ける工場長・職長の連合体（技術・技能者協会の如きもの）の代表と使用者の連合体の代表、及び商業・その他事務職・オフィス業務のためのサラリマン連合体の代表から構成される。

このような委員会は、職種別に見て合計34委員会があり、その内31の委員会は工業、手工業関係であり、他の3委員会が商業、オフィス業務関係である。

Ⅱ 見習工養成の期間と開始年齢の延長

先に述べたように本来デンマークでは義務教育が7才から始まって7年間の後14才で、企業に雇用され3～4年間の見習訓練を受けるとなれば一人前の技能工としては17～18才からという訳である。

而るに、1958年の教育法の特別条項によれば7年の義務教育だけでなく生徒の中には更に1～2年の継続教育を受け得ることが出来るし又現実には7年後も教育を続けたいと希望する者が増加して、次第にそれが一般的慣行となりつつあるので多くの地方教育当局では1958年教育法の特例に従って義務教育を8年間又は、ある地方では9年間に延長した。

従って延長教育を受けた若者達は16～17才で見習養成契約に這入ること

になりその者には見習養成期間をそれだけ短縮する新方式を導入したり、或は又既に中学校入学試験を既に合格した若者にも見習工養成の場を開放する職種も出現したのである。

これは見習工になる若者の平均年齢の上昇を意味するものであり、又関連学科や職業学校での職業理論を受講する見習訓練生の年齢の上昇を意味するものである。

従って以上の事情から現在では見習工養成期間は2年乃至4年となっており、が大多数の職種は4年であり、更に職種の内容次第でより長い期間の訓練の必要があると当該職種委員会が認定した場合に限り5年の養成期間もあり得る。

1956年の当初金属加工業で短期見習工養成が導入された頃は、成人の見習工（殆んど35才以上の成人）達だけがその訓練を受けた。

尚参考迄に新規に見習工養成契約によって見習工となった者の数とその産業別対比の推移を示すと次表の如きものであった。

年 別	契約登録数 (新規見習工)	%増率	産 業 別 % 対 比	
			工業・手工業	小売業, オフィス事務
1956年	22,700		62%	38%
1962年	33,000	+45%	55%	45%

関連学科の受講の夜間制廃止と昼間週一日制又は数週連続制への全面実施に伴って、実技実習と関連学科の組合せはどのように変わったか。

先に少しく述べたように1956年の養成法の特例によって夜間制は1964年12月より廃止されたが、それと全時に特定の職種についてはその訓練計画も修改正され、企業内の実技実習時間に対して職業学校や訓練センターに於ける学科指導の時間数が比率的には増加して来た。

元来技術革新の時代に這入って見習工養成訓練に於ける実技(P)対学科(T)の対

比は欧州各国とも従来の4：1又は3：1から次第に高度の技術・知識を要する職種については2：1へと推移しつつある。

デンマークに於いても例えば自動車機械養成工の訓練教科課程の内容が当該職種の技術的内容の充実強化と学科指導の夜間制から昼間制への移行に伴って学科（理論）の時間数が逐次増加している。

例えば過去の夜間制の3年間の学科指導時間数が672時間であったものが810時間に増加し、実技実習時間は昼間制になってやや減少している。

これを3年訓練に於ける自動車機械見習工の年度別訓練教科課程を過去の夜間制と現在の昼間制との対比表で紹介してみよう。（表1）

昼間制に於ける学科の時間増の内容は自動車工学理論、自動車産業の経済理論等新しい学科理論の内容充実の必要性のためである。

尚 ラジオ機械工見習生の訓練は他の職種と異り3年訓練を6季制に区分し、1季（one period）を6週間として第1年度は3季（18週）第2年度は1季（6週間）、第3年度は2季（12週）合計36週の訓練を実施している。（表2）

（表1）

過去の夜間制と新しい昼間コースの時間割対比（自動車機械養成工）

科 目	関 連 学 科 時 間 割							
	1 年 目		2 年 目		3 年 目		合 計	
	夜	昼	夜	昼	夜	昼	夜	昼
機 械 製 図	70	65					70	65
実 技 実 習	42	50			14		56	50
材 料		16	28				28	16
実用数学・物理	44	40	28	22	14	24	86	86
国 語 ・ 公 民	28	28	28	36	28	36	84	100
自動車工学理論	40	71	140	177	140	175	320	423
産業経済理論				35	28	35	28	70
合計時間数	224	270	224	270	224	270	672	810

(表2) ラジオ機械工見習6季制訓練教科時間割
(1季は6週間:3年間を6季(36週)とする)

科 目	毎季当り時間数														
	1 年						2 年		3 年				合 計		
	1		2		3		4		5		6		P	T	
	P	T	P	T	P	T	P	T	P	T	P	T			
基本訓練・実習	342													342	
応用実習・実務実習			90		96		90		90		39			405	
機械工学理論		108		120		120		120		120		45		633	
青写真・製図		24		6		6		30						96	
材料・機器		24												24	
実用数学		42		36		30		12		12				132	
国語・公民その他				18		18		18		18		6		78	
総復習・試験												45		45	
合 計	342	188	90	180	96	174	90	180	90	180	39	96	747	1,008	

P = 実技実習 T = 学科理論

Ⅲ 進学率の上昇と見習工養成制度への影響

デンマークに於ては公認の職種資格証明(所謂技能工としての資格)を取得する主要な手段としての見習養成制度(アプレンティス・シップ)は永年の伝統的的制度として、企業内で正式の契約書による正規の職業訓練の手段であり、職業学校に於ける全日制の関連学科の教科訓練はあく迄見習養成制度を補足する第二義的役割を果すもので、場合によっては、後者は技術技能教育・訓練の全国的システムの中で左程大した役割は果していないとさえ謂はれる。

この事はデンマークのみならずオーストリア、チェコスロバキア、ドイツ、スイス及英国に於ても同じ事が云われるのであり、あく迄企業内の見習工養成に基く on-the job の訓練に対し職業学校に於ける関連学科の指導は補足的

役割に過ぎない。

従ってこれ迄はデンマークでも以上の各国と全じように大多数の若者が義務教育を修了した後見習工養成契約によって企業界に進んだ。

デンマークでは初等教育及び中学校卒業者の約45%の若者が見習養成を受けている。(その後漸減してはいるが40%台を保持している)。

然し近年に至って、中学校と高等教育への児童の吸収率が5~10%に過ぎなかった傾向が次第に上昇してデンマークでも各国の進学率上昇の波と同調して進学率は28%と謂はれる。従ってそれだけ学卒者で見習工養成コースに入る者の数は漸減しつつある。(ILO統計1966年発表によれば見習工契約編入数 1958年度指数を100として逐年著増し1962年の指数147とピークを示しその後漸減している)

熟練工の不足対策の一例

現在デンマークでは10万人の未熟練労働者が訓練を必要としている。ここ数年来設置された各職業学校はこれらの未熟練者の訓練によって窮状を打開出来た筈であった。と謂ふのもこれら新設の職業学校は特別に機械工業職種に関係を持った訓練施設であり、企業内訓練計画によって機械系工業の必要とする半熟練労働力源の養成を意図して来た企業による訓練よりもこれらの職業学校での訓練の方がもっと経済的であり又効果的である筈だと思はれているからである。

そこで金属加工業職種委員会(Brancheudvalget for jern-og metallindustrien)で新規の基本的機械訓練コースを開発して、このコースを5つの職業訓練学校と国営鉄道中央訓練実習場でそれぞれ実施しているのである。

これらの学校や実習場では主として手工具や機械工具類の取扱いを指導している。訓練生達は溶接、穴あけ、やすり、作業、すり合せ作業等を習得する。更に又彼等は機械工業の近代的発展に於ける基本的要素知識も与へられている。

訓練コースは6週間の短期コースであり年数回くり返へされる。各コース修了時に職種試験があり合格すれば資格証明書が発行される。

参考迄に時間割を示す：

訓練科目	指導時間数
金属切削作業	84 hr
金属成形	28
組立・溶接	51
測定	13
けがき作業	10
材料の知識	7
安全	5
一般職種理論	12
製図	20
最終的複習・試験	10

この新規訓練によつて、企業側は未知数の労働者を雇用することによつて生ずる浪費を防止し、機械工業の必要とする新しい訓練された労働力を導入し、ひいては国全体の生産性を高めることが出来ると期待されている。

参考： 自家営業・賃金を伴はぬ家内企業労働者の労働力推移

年次別	1950	1962	1964
	19.2%	14.4%	13.6%

尚 1950~1962年の間の国民所得の伸び率は3.51%であつた。

又年次別失業率は次の通りである。

年次	1950~54	1955~59	1960~64	1965	1966	1967
	9.6%	9.3%	3.7%	2.4%	2.6%	3.2%

Ⅳ 職業教師の養成訓練と現情

デンマークでは、工業学校の教師を養成する最初の訓練コースは1890年に始めて措置された。それはデンマークの最初の見習工養成法の採択後間もない頃であった。

1916年に文部省の下部機関として全国技術教育局が法によって設置された。(THE NATIONAL BOARD FOR TECHNICAL EDUCATION)そして教師訓練コースの所管責任機関となった。此の局の下に特別の部署として、技術系教師(工業・商業・職業系)養成所(STATENSTEKNISKE LAERER KURSUS)が設置された。これは後に独立の研究所として運営されるべきだとの1959年の政府委員会の提案があったが当分見送りとなった。

1956年の見習工養成法の成立によって従来の職業学校に於ける夜間制の関連学科方式を廃止して昼間制の導入が1964年12月迄に全面的に実施される要請に従って、職業教師の需要も急速に増大する結果を生じた。過去の夜間制の時代には職業教師の不足を補う方法として相当多数の非常勤講師が各産業・職種業界から引き抜かれて職業学校の指導に当たっていたが、その頃即ち1956年当時の常勤の職業教師の数は350校に対して僅に50名程度であったが、その後常勤の数も漸増して1961年迄には300名となり、逆に技術系学校は統廃合によって110校に減少した。そして1964年には職業教師は僅か50校に対して800名と予測要求が生じた。

尚 訓練や関連学科の対象職種数は約100職種である。

技術・職業教師養成機関としての現在の技術教師養成所(STATENS TEKNISKE LAERER KURSUS: THE INSTITUTE FOR TECHNICAL TEACHER TRAINING)とは:

これが設置される迄には、色々の事前研究調査が他国の経験とも照合して実施された、例えば、ノルウエーやスエーデンに於ける過去や現在の教師訓練制度の研究もなされた。欧州生産性本部から派遣された訓練計画専門家の意見も

聴取した。政府関係者，労・使各代表各技術系学校，工業研究所等の教育専門家の代表から成る諮問機関も設置され1959年～1962年迄活発な諮問活動も展開された，その後この諮問機関は解散したがその機能はその後文部省の下部機関たる前述の全国技術教育局に引継がれている。

技術・職業教師養成所の入所生

職業教師養成訓練コースへの参加申込者の殆んど多数は，既に産業界や各職業の世界で数年の実務経験を保有している上級技能者やテクニシャン（技術者）や技師の中から選抜される，更に又これ迄既に各技術系学校の夜間コースで教師として勤務した経験のある者から選抜される。

技術・職業教師養成所の目的と養成方法

養成所の主要目的は，入所生達が既に十分な技術上の資格を持っている人々であるから，専ら教育学的立場からの指導方法とか教育学上の高度訓練，技術革新に即応した新生産技法や新生産作業に関する近代的な知識や高度の理論等を彼等に習得させるのが主な目的である。

学生は全寮制により養成所構内に居住する，（但し，Jutland に在る工学院：JUTLAND TECHNOLOGICAL INSTITUTE で開講した教師養成臨時コースやコペンハーゲン所在の工学院：TECHNOLOGICAL INSTITUTE に於ける3週間短期養成講座の場合は寮制はない）

次に訓練コースの実例を二・三紹介してみよう。

(a) 基本訓練コース

毎年，新規採用の常勤職業教師のためのいくつかの基本訓練コースが開講される，各コースとも14週間で三段階に別けられて実施される。即ち：

第一段階：研究所内で理論的訓練（4週間）

第二段階：職業学校で助教としての実務実習（4週間）

第三段階：研究所内で最終訓練（6週間）

訓練終了後試験に合格した入所生には教師免許状（diploma）が発行される。